

報告第2号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月21日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成26年1月22日（水）午前9時5分頃、北本市本宿6丁目247番地において、市公用車を運転中に対向車と擦れ違おうとしたところ、相手方の花壇に接触し、当該花壇を損傷させたもの

3 損害賠償の額 31,500円

平成26年1月31日

北本市長 石 津 賢 治